

★市営住宅だより

令和6年5月 不定期刊行・第12号

★ 芦別市営住宅管理センター ☎0124-27-7250 ★



雪もすっかり解けて新緑の季節を迎えました。長かった除雪からも解放され、待ちわびた春の到来です。散策もよし、家庭菜園もよしですね。さて、今回の「住宅だより」でも、入居のうえで必要となるお知らせなどを掲載しました。引き続きご理解ご協力を求めるものがあります。よろしくお願いいたします。

住宅の修繕関係について

住宅を良好な状態で維持するためには、修繕は欠かせないものですが、その範囲は非常に多く、修繕には市営住宅管理センターが負担する部分と入居者が負担する部分があります。住宅管理センターが行うもの、入居者が負担するものは下記のとおりですので、参考にしてください（一例を抜粋・紹介）。

【市営住宅管理センターが実施するもの】

1 住宅及び共同施設の主要構成部分で次のもの

○主要構造部

（壁、基礎、土台、柱、はり、屋根及び階段）

○造作部分や主要構造部に固定された部分

（開口部枠、手すり、棚建具、畳床、各種金物）

2 附帯設備で次のもの

○給水設備（配管、不凍栓）○排水設備（衛生器具、溜ます、配管）○電気設備（配線、配管、開閉器、配電盤、換気扇の取替）○ガス設備（配管、元栓、ガス栓、※ガスリース機器を除く）

○その他芦別市が特に必要と認めるもの

【入居者が負担するもの】

住宅の主要構造部などの多くは住宅管理センターで負担しますが、次のものは入居者負担となりますので、ご自分で修繕するか業者に依頼してください。依頼の多い主なものを掲載しています。

●台所～排水管清掃、換気扇の破損、清掃

●窓～ガラス割れ、網戸の破損・破れ

●給水設備～水抜き栓から蛇口までの凍結

●電気設備～電球・蛍光灯・グローランプの球切れ

テレビ共聴アンテナ以外のアンテナの設置・破損、

共同灯の電球切れ

●その他～カーテンレールの脱落、破損、たるみ

草刈のお知らせ

本年度における各団地の草刈は、6月から8月にかけて順次行う予定ですが、団地での作業を開始する前に、改めてチラシによりお知らせをします。

例年のお通り、お住いの住宅における玄関前や庭部分の除草は入居者の皆さんで行うようにしてください。また、空き家の庭を利用されている方や庭の区画が明確でない場合は、誤って刈られないよう、草花をビニールテープなどで囲むなど、目印をつけるようご協力をお願いいたします。

駐車場の適切な使用について

駐車場を常に利用される方は、手続きを行い駐車料金を納付のうえ利用することが必要です。

手続きをとらない無断駐車、また、駐車場以外の駐車場として指定していない敷地内への駐車は、いっさい認めていません。これらの無断駐車は、正規な手続きで利用されている皆さんとの公平性を欠いた行為となりますので、ぜったいなさらぬようお願いいたします。また、来訪者による長時間駐車の場合は、駐車場管理組合に届出をしてください。

ゴミはルールを守って出しましょう

共同住宅において、お互いに気持ちよく暮らすためのマナーの一つにゴミ出しルールがあります。ゴミ出しのマナー違反は他の入居者の方やゴミ集積所を共有している近隣の方に迷惑をかける行為ですので、次のことを守ってゴミを出すようにしましょう。

- 必ず指定袋に分別して出してください
- ゴミ袋には部屋番号または割当ての記号を忘れずに記入してください
- ゴミ出しは指定日の当日朝、8時30分までをお願いします
- 収集されずに残された自分のゴミがないか確認してください



窓やベランダからの子どもの転落事故にご注意を

これからは、徐々に気温が上がり始めて窓を開ける機会が増えていきます。

非常に残念なことです。近年、窓やベランダからの子どもの転落事故が後を絶ちません。

転落の主な原因としては●窓を開けた状態での網戸への寄りかかり●ベランダや窓の近くの足場となるものへのよじ登り、などがあげられます。

発生時期の多くは5～10月で、年齢別では好奇心や自我が芽生える3～4歳が最も多くなっており、階層別では、比較的低い2階からの転落が多く報告されています。

子どもから一瞬たりとも目を離さないことには限界がありますが、●ベランダには極力物を置かない●ベランダでは子どもだけで遊ばせない●子どもだけを残して外出しない、など事前にポイントを知り、子どもの見守りと合わせて事故が起きない環境を作りましょう。

家賃は毎月納めましょう

家賃や駐車場使用料は、毎月25日が納期限です。

家賃を滞納すると、連帯保証人に肩代わりを求めたり、住宅の明け渡しを要求されたりする場合があります。また、駐車場の車庫証明が取れない、承継ができないなどの不利益もありますので、必ず納期限までに納めましょう。家賃のお支払いは、便利な口座振替をお勧めします（手続きは各金融機関窓口です）。

家賃の支払いに困ったら

突然の失業や病気などで収入が著しく減るなど、特別な事情によって家賃の支払いに困ったときは、家賃の減免などの制度があります。該当する方が減免などを受ける場合には申請が必要です。市営住宅管理センターまでご相談ください。なお、生活保護法による住宅扶助等を受けている方は減免は受けられません。

火災保険(借家人賠償責任保険)の加入について

市営住宅においては、過去に入居者の責任において事故が発生したこともあり、被害を受けた方への賠償費用やお部屋の修繕費用の支払いが発生したことがあります。市営住宅では、こうした事故を補償する保険への加入は義務付けてはいませんが、万が一に備え、入居する皆さまには火災保険（借家人賠償責任保険）への加入をお勧めします。

【過去の事例】○入居者の重過失による火災（修繕費用約100万円）○入居者が設置した灯油タンクの老朽化による階下への灯油漏れ（修繕費用約50万円）○入居者の不注意による階下への水漏れ（修繕費用約40万円）

市営住宅管理センターでは、指定する保険や保険会社のあっせんはしていません。保険の内容等につきましては各保険会社にお問い合わせください。なお、費用負担があることから加入は強制ではなく任意です。

